

新潟地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 更正処分取消等請求事件（以下「T事件」という。）、平成●●年（〇〇）第●●号 更正処分取消等請求事件（以下「U事件」という。）

国側当事者・国（三条税務署長、新潟税務署長）

平成26年6月13日棄却・控訴

判 決

T事件原告	株式会社A (以下「原告A」という。)
同代表者代表取締役	甲
U事件原告	B株式会社 (以下「原告B」という。)
同代表者代表取締役	甲
上記2名訴訟代理人弁護士	風間 士郎
同	三科 俊
両事件被告	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
T事件処分行政庁	三条税務署長
U事件処分行政庁	新潟税務署長
被告指定代理人	右田 直也
同	森本 利佳
同	成田 兼二
同	齊藤 光男
同	斎藤 博教
同	小池 実
同	藤井 志乃
同	長澤 聡子
同	清水 俊一
同	北原 浩幸
同	板垣 悟

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 T事件

- (1) 三条税務署長が平成23年2月18日付けでした原告Aの平成20年1月1日から同年1

2月31日までの事業年度の法人税についての更正のうち、納付すべき税額8万4700円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。

- (2) 三条税務署長が平成23年2月18日付けでした原告Aの平成21年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税についての更正のうち、納付すべき税額12万0900円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- (3) 三条税務署長が平成23年2月18日付けでした原告Aの平成20年1月1日から同年12月31日までの事業年度の消費税及び地方消費税についての各更正のうち、消費税の納付すべき税額419万1300円及び地方消費税の納付すべき譲渡割額104万7800円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分を取り消す。
- (4) 三条税務署長が平成23年2月18日付けでした原告Aの平成21年1月1日から同年12月31日までの事業年度の消費税及び地方消費税についての各更正のうち、消費税の納付すべき税額419万1100円及び地方消費税の納付すべき譲渡割額104万7700円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分を取り消す。
- (5) 三条税務署長が平成23年2月18日付けでした原告Aの平成20年1月1日から同年12月31日までの事業年度以降の法人税の青色申告承認取消処分を取り消す。

2 U事件

- (1) 新潟税務署長が平成23年9月28日付けでした原告Bの平成19年8月1日から平成20年7月31日までの事業年度の法人税についての更正のうち、還付すべき税額5806円を下回る部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- (2) 新潟税務署長が平成23年9月28日付けでした原告Bの平成20年8月1日から平成21年7月31日までの事業年度の法人税についての更正のうち、納付すべき税額6万0200円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- (3) 新潟税務署長が平成23年9月28日付けでした原告Bの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの事業年度の法人税についての更正のうち、納付すべき税額20万3700円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- (4) 新潟税務署長が平成23年9月28日付けでした原告Bの平成19年8月1日から平成20年7月31日までの事業年度の消費税及び地方消費税についての各更正のうち、消費税の納付すべき税額366万8100円及び地方消費税の納付すべき譲渡割額91万7000円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分を取り消す。
- (5) 新潟税務署長が平成23年9月28日付けでした原告Bの平成20年8月1日から平成21年7月31日までの事業年度の消費税及び地方消費税についての各更正のうち、消費税の納付すべき税額363万9200円及び地方消費税の納付すべき譲渡割額90万9800円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分を取り消す。
- (6) 新潟税務署長が平成23年9月28日付けでした原告Bの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの事業年度の消費税及び地方消費税についての各更正のうち、消費税の納付すべき税額313万7500円及び地方消費税の納付すべき譲渡割額78万4300円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分を取り消す。
- (7) 新潟税務署長が平成23年9月28日付けでした原告Bの平成19年8月1日から平成20年7月31日までの事業年度以降の法人税の青色申告承認取消処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、法人である原告らが別の会社から外注した業務に係る経費及び別の会社から請け負った業務に係る売上に基づいて申告した法人税並びに消費税及び地方消費税について、各処分庁が上記経費及び売上が架空のものであることを理由に各更正処分及び各重加算税賦課処分並びに青色申告承認取消処分をしたところ、原告らが上記各処分の取消しを求めた事案である。

1 前提事実（末尾に証拠等を掲げていないものは当事者間に争いが無い。なお、特段の指示がない限り、証拠は枝番号を含む。）

(1) 当事者等

ア 原告Aは、新潟県三条市を所在地とし、警備の請負及びその保障に関する事業等を目的とする株式会社であり、その事業年度は、1月1日から12月31日までである（甲A2）。なお、平成22年4月●日、新潟県五泉市に本店を置く同名の株式会社Vが設立された（乙B2、弁論の全趣旨。以下「V」という。）。

原告Bは、新潟市東区において、警備の請負及びその保障業務を目的とする株式会社であり、その事業年度は、8月1日から翌年7月31日までである（乙B14）。

原告らは、下記各処分に係る事業年度、課税期間において、いずれも乙（以下「乙社長」という。）が代表取締役及び筆頭株主となっていたグループ法人であり、平成15年4月18日から平成20年4月20日までは、乙社長が病気であったため、同社長の弟である丙が原告らの代表取締役を兼務していた。

イ 甲（以下「甲」という。）は、乙社長らから原告らの経営立て直しを依頼され、平成18年4月、原告Aの取締役に就任し、原告Aの財務状況の管理等を行っていた。また、甲は、同年5月から原告Bの取締役に就任し、平成20年頃からは、丙から原告Bの財務状況の管理を任されるようになり、平成24年6月●日、原告らの代表取締役に就任した（甲A1、B1、弁論の全趣旨）。

ウ 三条税務署長はT事件の処分行政庁であり、新潟税務署長はU事件の処分行政庁である（弁論の全趣旨）。

(2) 原告Aと原告Bとの取引及び原告BとVとの取引

ア 原告Aは、平成20年8月1日から同年12月28日まで、平成21年1月1日から同年12月31日まで、原告Bから、別紙1記載のと通りの請求書の送付を受けた（乙A5、B5、弁論の全趣旨）。

また、原告Aは、原告Bに対して、平成20年3月31日から同年11月30日まで、平成21年1月31日から同年8月31日まで、別紙2記載のと通りの請求書を送付した（乙A4、B6、弁論の全趣旨）。

イ 原告Bは、原告Aから、平成20年3月31日から平成22年6月30日まで、別紙3記載のと通りの請求書の送付を受けた（乙A4、B6、弁論の全趣旨）。また、原告Bは、同年7月31日、Vから同別紙記載のと通りの請求書の送付を受けた（乙B10、弁論の全趣旨）。

原告Bは、原告Aに対して、平成20年8月1日から平成21年7月31日まで、同年8月1日から平成22年1月31日まで、別紙4記載のと通りの請求書を送付した（乙A5、B5、弁論の全趣旨）。

ウ 原告らは、上記各請求書に記載された外注費及び売上（以下「本件外注費及び本件売上」という。）を各事業年度及び課税期間における法人税等の計算上、損金等の額に計上した（弁

論の全趣旨)。

エ 原告Aと原告Bとの間においては、上記各請求書に記載された人材派遣の事実はなく、原告BとVとの間においては、上記請求書に記載されたH購入の事実や研修を受けた事実はない。

(3) 原告A・原告B間における業務提携契約書等

ア 原告らは、共同で新商品の開発を行う旨等が記載された平成18年9月20日付け業務提携契約書（以下「本件業務提携契約書」という。）を取り交わした（甲B7、乙A7、弁論の全趣旨）。

同契約書においては、原告らが相互に業務の補完、支援を行う旨の定め（2条）、ソーシャルネットワークサイト（SNS）システム記載実践業務及びマネジメントシステムによる両者の業務効率化システム構築を開発することを業務提携の本旨とする旨の定め（3条）がある。

イ また、原告Aと株式会社C（以下「C」という。）は、共同でシステム開発を行う旨等が記載された平成18年9月25日付けソフトウェア開発基本契約書を取り交わした（甲A14、B10、弁論の全趣旨）。

ウ Cは、自らが出願者として、「Dプログラム」、「E装置」、「Fプログラム」及び「Gプログラム」（以下「特許出願プログラム」という。）を特許出願した（甲A15ないし18、弁論の全趣旨）。

(4) 本件訴訟に至る経緯等

ア 原告らに対する各処分の経緯等

原告らの法人税、消費税及び地方消費税に係る確定申告、原告らに対する各更正処分の経緯、各更正処分に対する異議申立て、審査請求及びそれらに対する異議決定、審査裁決の内容は別紙5-1ないし5-4のとおりであり、各青色申告承認取消処分の経緯、かかる処分に対する異議申立て、審査請求及びそれらに対する異議決定、審査裁決の内容は別紙6-1、6-2のとおりである（甲A2ないし8、弁論の全趣旨。なお、原告Aの平成20年1月1日から同年12月31日までの事業年度及び課税期間を「平成20年12月期」及び「平成20年12月課税期間」といい、他の事業年度及び課税期間についても同様に表記する。また、原告Bの平成19年8月1日から平成20年7月31日までの事業年度及び課税期間を「平成20年7月期」及び「平成20年7月課税期間」といい、他の事業年度及び課税期間についても同様に表記する。）。

イ 原告Aの異議申立時及び審査請求時における主張

(ア) 原告Aは三条税務署長に対し、平成23年3月9日、異議申立てを行い、要旨以下のとおりの理由を述べた。

a 三条税務署長が原告Aと原告Bとの間で架空の請求書等を作成することにより実際の取引金額を水増ししていたと認定した取引は、実際の正当な契約に基づき計上されたものである。

b 原告Aと原告Bとの間において、「業務委託契約書」を締結済みであり、当該契約書は、一般商行為に基づく業務委託契約書であり、架空の請求書発行などではなく、委託受託者関係における両当事者の台帳に基づいた元請業務委託請求書の発行である。なお、費用科目は外注加工費として計上されており、「元請補完業務の外注加工費・元請補完

に係る付帯費用外注加工費」として取り扱われるべきものである。したがって、原告Aに帰属する売上も架空のものではなく、根拠ある台帳に基づいた売上である。

(イ) また、原告Aは国税不服審判所長に対し、同年6月9日、審査請求を行い、要旨以下のとおりの理由を述べた。

a 原告Aと原告Bは、共同で新規事業を立ち上げることを計画し、両者の間で業務提携契約書を交わし、共同で開発を行っていた。

b 外注費は、形式的には警備請負の対価となっているが、実際には原告Aが新規事業の開発費として支出した金額であり、当該事業に関する情報を内部及び外部に漏洩させることが絶対に許されないという必要性があったため、やむを得ず外注費として計上したものである。

c 実体のない売上の金額は、原告Bの開発費の負担額である。最終的には原告Aと原告Bが当該開発費を等分に負担するものであり、現時点では資金繰り上の理由から原告Bが多く支出しているにすぎず、差額については今後清算する予定である。これも業務提携契約書に基づき計上された適法なものである。

ウ 原告Aは、平成24年8月9日、原告Bは、同年10月16日、それぞれ本件訴訟を提起した（顕著な事実）。

2 争点

本件各処分の適法性（本件外注費及び本件売上が開発費の実体を有しないものか。）

3 争点に対する当事者の主張

（被告の主張）

ア 本件外注費及び本件売上は、原告らが相互に、取引実体がないにもかかわらず、請求書等を作成して作出した取引であると認められるから、以上を前提に原告らの各事業年度に係る所得金額及び納付すべき法人税額並びに各課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき金額を計算すると、原告Aにつき別紙7-1、7-2、原告Bにつき別紙8-1、8-2のとおりとなり、法人税等の納付すべき金額は各更正処分に係る金額と同額であるから、原告らに対する各更正処分はいずれも適法である。

なお、本件外注費及び本件売上は開発費の実体を有しない。本件業務提携契約書及び本件ソフトウェア開発基本契約書は、その内容に疑義があり、また、原告らは税務調査の段階から各契約書を提出することが可能であったにもかかわらず、審査請求段階になって提出していることからすると、上記各契約書は、原告らが自己の主張に沿う内容の契約が締結されていたかのように仮装するため、事後的に作成されたものと考えられ、原告ら主張の2社共同開発は存在しない。また、原告は、2社共同開発によるシステムがいずれも特許出願されていることを主張するが、特許出願に係る具体的な作業の存在を示す客観的資料はないし、また、特許出願の時期がプログラム・システムの完成時期より前であることから、上記特許出願に係るシステムを本件共同開発の成果物とみることはできない。原告が主張する開発は存在しない以上、同開発に係る経費も認めることができない。加えて、経費の算定も合理性を欠くものであって、この点からも、かかる経費が実態を伴うものとして存在しないことは明らかである。

イ 原告らは、各事業年度及び課税期間の法人税等について、納付すべき金額を過少に申告したものであり、納付すべき税額を過少に申告したことについて、国税通則法65条4項に

う「正当な理由」は認められない。また、原告らは、各事業年度及び課税期間において、派遣の事実のない警備請負に係る請求書を作成する等して、取引実体のない本件各取引を実体があるかのごとく仮装し、架空の外注費及び売上を帳簿書類に計上した上で、法人税等の確定申告書を提出していたものと認められるから、原告らの行為は、同法68条1項に該当し、それぞれ別紙7-1、7-2及び同8-1、8-2記載のとおり、重加算税が課されるところ、同各別紙記載の金額は、原告らに対する各賦課決定処分に係る金額と同額であるから、同処分はいずれも適法である。

ウ 原告らは、各事業年度において、派遣の事実のない警備請負に係る請求書を作成するなどして架空の外注費及び売上を計上していたのであるから、取引実体のない本件各取引を実体があるかのごとく仮装し、各事業年度に係る帳簿書類に本件売上及び本件外注費を計上したものであり、法人税法127条1項3号に該当することは明らかである。したがって、原告らに対する各青色申告承認取消処分は適法である。

(原告らの主張)

争う。

本件外注費及び本件売上は、システムの開発費等の実体を有するものであって、架空の費用及び売上ではない。原告Aにおいては、甲が中心となって、新規システム（ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）システム及びH取引・R事業）の開発を検討し、平成18年9月20日、環境事業部門が新設された。同部門には、甲、従業員の丁、原告Aのアドバイザーである戊が配属された。このような中で、原告AがCと共同でシステム開発を行うことになり、原告Bは原告Aとの間で締結した業務提携契約に基づき、相互に業務の補完や支援をすることになった（以下原告らが主張する原告AとCとの共同システム開発を「2社共同開発」と、原告らにおける業務提携契約に基づく業務補完等を「本件開発」といい、両者を併せて「本件共同開発」という。）。本件共同開発によるプログラム・システムが特許出願プログラムであり、これらを用いてH取引システムが実際に運営されている。原告が主張する開発は、本件共同開発に含まれるものであり、以上からすれば実体がある。このようなプログラム・システム開発に要した経費が、原告Aと原告Bとの間における各請求書記載の金額である。原告らにおいては、業務提携契約書に基づき、相互に経費を負担することになったことから、各請求書を発行し合っていた。原告らにおいては、プログラム・システム開発経費の算定単価を週20万円と定めたが、これは、原告Aの事業部門に在籍する従業員2名と原告Aとアドバイザー契約を締結した戊の合計3名の単価である。なお、プログラム・システム開発は一括して開発していたのではなく、部分ごとに分けて研究開発していたため、毎月並行して行われるプログラム・システム開発について、完成した部分を完成した月の経費として計上していたから、長期間かかったものが完成した月はその経費の金額が高くなり、反対に短期間で完成した月の経費は相対的に低くなっている。以上のように、本件共同開発はいずれも実体を伴うものであり、その成果物も存在するから、本件外注費及び本件売上は開発費の実体を有するものである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実に加え、証拠（甲A14ないし18、B10、乙A11、13、15、18、B9、19、20）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 平成18年9月25日付けの本件ソフトウェア開発基本契約書においては、Cの所在地及

び法人名が「東京都千代田区 株式会社C」と記載されている。しかし、当時、Cの本店の所在地は、「新潟県三条市」であり、法人名は「株式会社I」であった。Cが法人名を「株式会社C」に変更したのは、平成18年10月●日であり、本店所在を上記基本契約書に記載された住所地に移転したのは、平成21年3月5日であった（ただし、Cの三条税務署長宛ての異動届出書には、平成21年3月23日に移転した旨の記載がある。）。

また、Cは、平成18年12月5日、所在地を新潟県三条市として、前提事実(3)記載の特許を出願した。

本件ソフトウェア開発基本契約書においては、「第47条の規定に従った損害賠償の責を負う」（同契約書10条）、「第40条、及び第47条にかかわらず、第三者ソフトに起因する不具合又は権利侵害について」（同契約書18条）との記載があるものの、同契約書は29条までしか存在しない。

(2) 特許出願プログラムに関しては、Cが出願者として、J、K、L、Mが発明者として公開特許公報に掲載されている。上記4名は原告Aの従業員ではない。

(3) 本件業務提携契約書においては、原告Bの住所が「新潟市東区」と記載されているところ、同契約書作成時においては、新潟市に東区は存在しなかった。新潟市に東区が設置されたのは、平成18年12月18日付け「新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例」に基づくものであり、同条例の施行日は平成19年4月1日である。

(4) Vは、平成22年7月30日、N株式会社との間で、サーバ及びRシステムを代表物件としてリース契約を締結し、原告らはVの債務を連帯保証した。リース物件の中には「Hプロバイダシステム」、「Rシステム」及び「Sシステム」が存在するところ、これらはいずれもCが使用権設定者となっていた。

2 以上の事実が認められるところ、これらの事実のほか、前記前提事実記載の原告Aの本件訴訟に至るまでの対応を併せしんしゃくすれば、他に特段の事情も認められない本件においては、本件共同開発は存在せず、本件外注費及び本件売上は開発費としての実体を有するものとはいえないものと認められる。なお、本件業務提携契約書は、前記のとおり、原告Bの所在地が同契約書作成時点で施行されていない区制に基づいて記載されているなど、上記契約書をもって本件開発の存在を認めることはできない。

この点に関し、原告らは、本件外注費及び本件売上は新規システムの開発に要した経費であって、開発に係る成果物も存在することから、開発費としての実体を有するなど主張する。

しかしながら、前記認定事実によれば、本件ソフトウェア開発基本契約書においては、Cの名称及び所在地につき、同契約書作成日に存在しない名称及び所在地が記載されていたことが認められ、不自然である。また、契約書に存在しない条項を内容とする条文が定められていたことも認められるところ、原告らの主張によれば、同契約締結時、原告Aにおいては新規システムを開発することが重要な目標であったというのであるから、無用の紛争等が発生することのないよう、契約書の文言等には慎重となるべきところ、上記契約書においては条文に不備が存在し、特にかかる不備が紛争発生防止、紛争処理に関する条文に存在する点で不合理である。したがって、上記契約書が存在することをもって、直ちに2社共同開発が存在するとは認めることができないし、かえって、かかる契約書が存在すること自体、不自然不合理であるといわざるを得ない。

また、原告らは、システム開発の過程等を図式化した資料（甲A23、24、B16、17）を提出し、かかる資料に記載されたものを統合すると特許出願プログラムとなり、H取引システ

ムとして実用化されると主張するが、かかる資料は、その多くがシステムの概略図にすぎず、作業の詳細を読み取ることはできないのであって、これによって、本件共同開発等原告らの主張する開発が存在したとすることはできない。さらに、甲が作成したシステムソフト開発草案（甲A 1 1、B 8）は、原告らが主張する開発に係る記載も認められるものの、開発の内容や詳細等を記したのではなく、これをもって本件共同開発等原告主張の開発が存在したとすることはできない。加えて、上記資料については、原告Aと原告Bとが同一のシステムを別々の時期に完成させたことを窺わせる記載が認められること（甲A 2 3の4、2 3の6、2 3の7、2 3の9、2 4の2、2 4の3、2 4の4、2 4の1 3、B 1 6の2、1 6の3、1 6の4、1 6の1 3、1 7の4、1 7の6、1 7の7、1 7の9）に照らすと、本件業務提携契約書に基づく原告らの役割分担を考慮したとしても、上記資料によって原告主張の開発が存在したと認めるのは困難である。

原告らが提出したシステム開発の過程等を図式化した資料（甲A 2 3、2 4、B 1 6、1 7）によれば、プログラム・システムの一部が初めて完成したのは平成20年3月であるところ、証拠（甲A 1 5）によれば、「Dプログラム」の特許出願日は平成18年12月5日であることが認められるから、特許出願時期と外注費の計上時期から推認されるプログラム・システムの完成時期は一致せず、特許出願プログラムは2社共同開発の成果物とはいえないし、また、前記認定事実によれば、特許出願プログラムについては、Cが出願者となっており、発明者の中に原告らの従業員は含まれていないことが認められるところ、原告らの主張によれば、原告AとCとは共同でソフトウェア開発を行う関係にあり、新規システム開発が原告らにおいて重要な目標であったというのであるから、原告らとしては、かかる開発の成果物である特許出願プログラムについて発明者として出願する動機が存在し、また、発明者として名を連ねることも可能であったにもかかわらず、これを行っていないのであって、甲らが営業秘密の漏洩防止を重要視していたこと（甲A 9、原告ら代表者）を考慮しても、原告らの対応としては不合理であるといわざるを得ず、特許出願プログラムの存在から2社共同開発の存在を窺うことはできない。加えて、原告らが主張する開発の結果として存在するH取引システムが前記認定事実(4)記載の各システムであるとしても、同システムのプログラムプロダクトの著作権はいずれもCに帰属することが認められるから、かかるプログラムプロダクトはCにより開発されたことと認めることができる。そして、証拠（乙A 1 8）によれば、VとN株式会社とのリース契約においては、上記各システムの使用权はCに帰属する旨が定められていることは認められるものの、原告らに使用权が帰属する旨の定めはなく、かえって、Vが上記リース契約を締結し、原告らが連帯保証をしていることに照らせば、Cと行った共同開発の成果物が特許出願プログラムであるにもかかわらず、原告らは同プログラムに対してほとんど権利を有していないと認めることができるから、この点からも特許出願プログラムの存在をもって、2社共同開発等原告らが主張する開発が存在したと窺うことはできない。

以上の点に加え、本件業務提携契約書及び本件ソフトウェア開発基本契約書は、契約書に記載された作成日を前提にすれば、原告Aに対する税務調査段階ではすでに存在していたのであり、また、証拠（甲A 1 5ないし1 7）によれば、特許出願プログラムの一部についても出願済みであったことが認められるから、原告Aは、これらを提出し、本件外注費及び本件売上が新規システムの開発に要した経費である旨主張することが可能であったといえる。しかしながら、前記前提事実によれば、原告Aは、三条税務署長に対する異議申立て段階に至っても、原告Aと原告B

との間の取引は、実際の正当な契約に基づいて計上された旨主張し、開発費には言及していなかったものであり、原告Aの審査請求段階になって初めて開発費の存在を主張したことが認められ、いかにも不自然である。本件訴訟に至る経緯、特に原告Aのかかる対応も併せ考えれば、本件共同開発等原告が主張する開発は存在しないものと認めるのが相当である。

なお、仮に原告らが主張する開発の存在が認められたとしても、証拠（原告ら代表者）によっても、開発経費の算定単価が週20万円となることにつき、合理的根拠を見いだすことはできない。また、証拠（甲A23、24、B16、17）及び弁論の全趣旨によれば、原告が主張する開発の総作業量は合計1112週となることから、これは原告らにおいて作業を行っていた3名が同時に作業した場合でも、約21年間分の作業量になることが認められるから、原告らにおいて開発に要した期間を遙かに超えることになる。原告らは、プログラム・システム開発を部分ごとに分け、複数の開発を並行して行っていたと主張し、原告ら代表者もこれに沿う供述をするが、本件においては、原告らの行っていたプログラム・システム開発が複数の部分に分けられて作業されていたことを窺わせるに足る証拠は存しないし、それを前提にして経費が計算されていたことを認めるに足る証拠も存在しない。かえって、前示のとおり、原告らが提出した資料（甲A23、24、B16、17）は本件共同開発の存在自体について疑義を生じさせるものである。

よって、本件共同開発は認められず、本件外注費及び本件売上が開発費としての実体を有するものとはいえない。そして、弁論の全趣旨によれば、原告らの各事業年度における所得金額及び納付すべき法人税額並びに各課税期間における消費税等の課税標準及び納付すべき金額は、別紙7-1ないし8-2記載のとおりであると認められるところ、原告らにおける各更正処分決定に係る法人税等の納付すべき金額はこれと同額であるから、原告らに対する各更正処分はいずれも適法と認められる。

- 3 前示のとおり、本件外注費及び本件売上については、人材派遣の事実並びにH購入の事実及び研修を受けた事実はなく、本件共同開発の実体もなく、原告らは、警備請負に係る請求書等を作成するなどして、各事業年度及び課税期間における法人税等の納付すべき金額を過少に申告したものと認められるところ、本件においては、かかる過少申告をしたことにつき、「正当な理由」（国税通則法65条4項）も窺うことはできない。また、原告Aと原告Bとの間の取引及び原告BとVとの間の取引は取引実体がないにもかかわらず、これがあるかのように仮装し、架空の外注費及び売上を帳簿書類に計上した上で、法人税等の確定申告書を提出したことが認められるから、原告らに対しては重加算税が賦課される（同法68条1項）。弁論の全趣旨によれば、原告らに対する重加算税額は、別紙7-1ないし8-2記載のとおりであると認められるところ、原告らに対する各重加算税賦課決定処分に係る金額と同額であるから、上記各処分はいずれも適法であると認められる。

- 4 そして、前示のとおり、本件外注費及び本件売上については、人材派遣の事実並びにH購入の事実及び研修を受けた事実はなく、本件共同開発の実体もなく、原告らは、警備請負に係る請求書等を作成するなどして、各事業年度に係る帳簿書類に架空の外注費等を計上していたのであるから、法人税法127条1項3号に該当する事実があると認められる。そうすると、三条税務署長及び新潟税務署長が原告らに対して行った各青色申告承認取消処分は、いずれも適法である。

第4 結論

以上によれば、原告らの請求はいずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

新潟地方裁判所第一民事部

裁判長裁判官 三浦 隆志

裁判官 清水 光

裁判官 大畑 朋寛

別紙 1 から別紙 4 まで及び別紙 7－1 から別紙 8－2 まで 省略

別紙５－１ 原告Ａの法人税の課税処分等の経緯

(単位：円)

区分		年月日	所得金額	納付すべき税額	重加算税の額
平成 20 年 12 月 期	確 定 申 告	期 限 内	394,329	84,700	
	更 正 処 分 等	平成23年2月18日	9,067,804	2,078,100	696,500
	異 議 申 立 て	平成23年3月9日	全部取消し		
	異 議 決 定	平成23年4月28日 (平成23年5月10日)	棄却		
	審 査 請 求	平成23年6月9日	全部取消し		
	審 査 裁 決	平成24年5月29日	棄却		
平成 21 年 12 月 期	確 定 申 告	期 限 内	702,948	120,900	
	更 正 処 分 等	平成23年2月18日	6,788,773	1,216,400	381,500
	異 議 申 立 て	平成23年3月9日	全部取消し		
	異 議 決 定	平成23年4月28日 (平成23年5月10日)	棄却		
	審 査 請 求	平成23年6月9日	全部取消し		
	審 査 裁 決	平成24年5月29日	棄却		

- (注) 1 「更正処分等」とは、更正処分及び重加算税の賦課決定処分をいう。
2 「異議決定」の「年月日」欄のかっこ書は、異議決定書謄本の送達年月日である。

別紙５－２ 原告Ｂの法人税の課税処分等の経緯

(単位：円)

区分		年月日	所得金額	納付すべき税額	重加算税の額
平成 20 年 7 月 期	確 定 申 告	期 限 内	△780,652	△5,806	
	更 正 処 分 等	平成23年9月28日	22,715,448	6,168,600	2,159,500
	異 議 申 立 て	平成23年11月24日	全部取消し		
	異 議 決 定	平成24年1月24日	棄却		
	審 査 請 求	平成24年2月21日	全部取消し		
	審 査 裁 決	平成24年8月28日	棄却		
平成 21 年 7 月 期	確 定 申 告	期 限 内	387,613	60,200	
	更 正 処 分 等	平成23年9月28日	24,725,915	6,448,000	2,233,000
	異 議 申 立 て	平成23年11月24日	全部取消し		
	異 議 決 定	平成24年1月24日	棄却		
	審 査 請 求	平成24年2月21日	全部取消し		
	審 査 裁 決	平成24年8月28日	棄却		
平成 22 年 7 月 期	確 定 申 告	期 限 内	1,210,603	203,700	
	更 正 処 分 等	平成23年9月28日	6,847,268	1,218,400	353,500
	異 議 申 立 て	平成23年11月24日	全部取消し		
	異 議 決 定	平成24年1月24日	棄却		
	審 査 請 求	平成24年2月21日	全部取消し		
	審 査 裁 決	平成24年8月28日	棄却		

- (注) 1 「更正処分等」とは、更正処分及び重加算税の賦課決定処分をいう。
2 「所得金額」欄及び「納付すべき税額」欄の「△」印は、それぞれ欠損金額及び還付金額を示す。

別紙５－３ 原告Ａの消費税等の課税処分等の経緯

(単位：円)

区分		年月日	課税標準額	控除税額	納付すべき消費税の額	納付すべき地方消費税の額	重加算税の額
平成20年12月課税期間	確定申告	期限内	164,652,000	2,394,692	4,191,300	1,047,800	
	更正処分等	平成23年2月18日	129,358,000	636,012	4,538,300	1,134,500	150,500
	異議申立て	平成23年3月9日	全部取消し				
	異議決定	平成23年4月28日 (平成23年5月10日)	棄却				
	審査請求	平成23年6月9日	全部取消し				
	審査裁決	平成24年5月29日	棄却				
平成21年12月課税期間	確定申告	期限内	200,426,000	3,825,917	4,191,100	1,047,700	
	更正処分等	平成23年2月18日	130,884,000	777,817	4,457,500	1,114,300	115,500
	異議申立て	平成23年3月9日	全部取消し				
	異議決定	平成23年4月28日 (平成23年5月10日)	棄却				
	審査請求	平成23年6月9日	全部取消し				
	審査裁決	平成24年5月29日	棄却				

(注) 1 「更正処分等」とは、更正処分及び重加算税の賦課決定処分をいう。

2 「異議決定」の「年月日」欄のかっこ書は、異議決定書謄本の送達年月日である。

別紙５－４ 原告Ｂの消費税等の課税処分等の経緯

(単位：円)

区分		年月日	課税標準額	控除税額	納付すべき消費税の額	納付すべき地方消費税の額	重加算税の額
平成20年7月課税期間	確定申告	期限内	138,398,000	1,867,782	3,668,100	917,000	
	更正処分等	平成23年9月28日	138,398,000	927,942	4,607,900	1,151,900	409,500
	異議申立て	平成23年11月24日	全部取消し				
	異議決定	平成24年1月24日	棄却				
	審査請求	平成24年2月21日	全部取消し				
	審査裁決	平成24年8月28日	棄却				
平成21年7月課税期間	確定申告	期限内	187,360,000	3,855,189	3,639,200	909,800	
	更正処分等	平成23年9月28日	131,870,000	617,009	4,657,700	1,164,400	444,500
	異議申立て	平成23年11月24日	全部取消し				
	異議決定	平成24年1月24日	棄却				
	審査請求	平成24年2月21日	全部取消し				
	審査裁決	平成24年8月28日	棄却				
平成22年7月課税期間	確定申告	期限内	169,573,000	3,645,387	3,137,500	784,300	
	更正処分等	平成23年9月28日	103,969,000	715,624	3,443,100	860,700	133,000
	異議申立て	平成23年11月24日	全部取消し				
	異議決定	平成24年1月24日	棄却				
	審査請求	平成24年2月21日	全部取消し				
	審査裁決	平成24年8月28日	棄却				

(注) 「更正処分等」とは、更正処分及び重加算税の賦課決定処分をいう。

別紙 6－1 原告 A の青色申告の承認の取消処分の経緯

区分	年月日	内容
青色申告承認 取 消 処 分	平成23年2月18日	平成20年1月1日から平成20年12月31日までの事業年度以後の法人税の 青色申告の承認の取消処分
異 議 申 立 て	平成23年3月9日	平成20年1月1日から平成20年12月31日までの事業年度以後の法人税の 青色申告の承認の取消処分の取消し
異 議 決 定	平成23年4月28日 (平成23年5月10日)	棄却
審 査 請 求	平成23年6月9日	平成20年1月1日から平成20年12月31日までの事業年度以後の法人税の 青色申告の承認の取消処分の取消し
審 査 裁 決	平成24年5月29日	棄却

(注) 「異議決定」の「年月日」欄のかっこ書は、異議決定書謄本の送達年月日である。

別紙 6－2 原告 B の青色申告の承認の取消処分の経緯

区分	年月日	内容
青色申告承認 取 消 処 分	平成23年9月28日	平成19年8月1日から平成20年7月31日までの事業年度以後の法人税の 青色申告の承認の取消処分
異 議 申 立 て	平成23年11月24日	平成19年8月1日から平成20年7月31日までの事業年度以後の法人税の 青色申告の承認の取消処分の取消し
異 議 決 定	平成24年1月24日	棄却
審 査 請 求	平成24年2月21日	平成19年8月1日から平成20年7月31日までの事業年度以後の法人税の 青色申告の承認の取消処分の取消し
審 査 裁 決	平成24年8月28日	棄却